

⑧<<雇用>>国家戦略特区等にかかる検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時R1-004	広島県	産学官連携特区	<p>【現状】 平成30年度に創設された、内閣府の地方大学地域産業創生交付金に広島県、広島大学、マツダ株など、地域の産学官が一体となって策定した「ひろしまものづくりデジタルイノベーション創出プログラム」が採択された。 このプログラムを実施するため、広島県から職員1名を派遣研修という形で広島大学(デジタルものづくり教育研究センター)に送り込んでいる。</p> <p>【課題】 本県としては、この職員を、デジタルものづくり教育研究センターの中核を担って本県のデジタルものづくりを強力に推進してもらうことを企図。 一方、県職員は、研修生という身分であり、広島大学の職員ではないため、業務の遂行において、例えば対外的な法律行為(契約の締結)ができないことや、大学内での予算執行の意思決定が困難であること、大学内での委員会において発言できない(オブザーバーとして参加)など活動範囲が限定的である。</p> <p>【提案内容】 国立大学法人に一般職の地方公務員を派遣できるようにする。</p>	<p>一般職の地方公務員を派遣させることができる団体として、法令に国立大学法人が指定されていないため、当該法人に地方公務員を派遣させることができない。</p>	<p>【公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律】第二条任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの(以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。)との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人 二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人 三 特別の法律により設立された法人(前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。)で政令で定めるもの 四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの</p> <p>【公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令】 一 医療法人 (二～七 省略) 八 学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。) (九～百七 省略) 百八 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所</p>	<p>国立大学法人に一般職の地方公務員の派遣を可能とする。</p>	<p>総務省</p>	<p>一般職の地方公務員を職員として派遣することができる団体に国立大学法人を加えるための所要の措置を今年度中に実現する。</p>